

~~~~~  
 研 究  
 ~~~~~

## H市内における保育所での与薬の実態と保育士の認識

—看護職者および与薬マニュアルの有無による比較—

阿保 智子<sup>1)</sup>, 扇野 綾子<sup>2)</sup>, 富澤登志子<sup>2)</sup>

### 〔論文要旨〕

H市内の保育所（以下施設）に勤務する保育士を対象に、与薬の実態と与薬に対する認識についての質問紙調査を行った。施設に与薬マニュアルがあると答えたのは47.1%で、マニュアルがある施設の保育士は有意に処方薬のみを受け付け、与薬依頼書や医師の指示書を用い、与薬後の児の様子を保護者へ伝える等していた。施設に看護職者がいる保育士は「与薬を忘れた」経験が有意に少なく、「施設に看護職者は必要」と答えていた。「施設に看護職者が必要」の項目は、「看護職者が一緒に働いていて安心」とやや強い相関があった。施設内の与薬マニュアルは安全な与薬に役立ち、看護職者は与薬に関して効果的な役割を果たしていることが推察された。

Key words : 与薬, 保育所, 保育士, 保育園看護職

### I. はじめに

近年、女性の就業率の向上や就業形態の変化、核家族の増加を背景に、保育所（以下、「施設」とする）入所児童数は年々増加しており、特に低年齢児の増加が著しい<sup>1)</sup>。低年齢児は集団生活することで感染症罹患頻度が高くなることなどから、施設では健康な子どもだけではなく、体調の優れない子どもを保育する機会の増加が予測され、必然的に施設内での与薬の必要性が生じてくる。

施設での与薬に関しては、2005年7月の厚生労働省の通達により、医師や看護職が一定の条件の下に内用薬の内服の介助等を行うことは、原則として医行為ではない<sup>2)</sup>との見解が示されている。このことにより、施設で子どもに与薬を実施する機会もまた増大していると考えられ

る。

施設での与薬の実態<sup>3,4)</sup>を調査した先行研究によると、今後の課題として園での与薬基準を含めた対応マニュアルの整備<sup>3)</sup>や、与薬に関する専門的知識・技術面での看護職者による支援<sup>4)</sup>などがあげられている。厚生労働省が2008年度に私立認可保育所の看護師配置のための予算措置を行った現在、保育園看護職が与薬に果たしている役割についても検討する必要があると考える。

そこで、本研究ではH市内の施設における与薬の実態と、施設で働く保育士の与薬に対する認識について調査した。特に与薬マニュアルの有無と、施設に看護職者がいるか否かでの違いに焦点を当てて考察し、施設での安全な与薬の施行方法について検討した。

Actual Conditions of Medication in Nursery Schools and Thought of Childcare Workers on Presence of Nursery School Nurse and Medication Manuals  
 Tomoko ABO, Ayako OHGINO, Toshiko TOMISAWA

[2074]

受付 08. 9. 17

採用 09. 3. 30

1) 弘前大学医学部附属病院（看護師）

2) 弘前大学大学院保健学研究科（研究職）

別刷請求先：扇野綾子 国立大学法人弘前大学大学院保健学研究科 〒036-8564 青森県弘前市本町66-1

Tel/Fax : 0172-39-5903

## II. 目的

H市内の施設における与薬の実態と、保育士の与薬に対する認識を明らかにする。特に与薬マニュアルの有無と、施設内看護職者の有無による違いを明らかにし、施設での安全な与薬の施行方法について検討する。

## III. 研究方法

### 1. 対象

対象者は、H市内の公立・私立の認可保育所に勤務する保育士である。

### 2. 調査方法

対象となった69施設の所長に対して研究趣旨・方法を説明し、調査の同意が得られた65ヶ所の施設に、無記名・自己記入式の質問紙を郵送し、回答を依頼した。送付部数は、児童定員100名以上の施設には10部、定員100名未満の施設には5部とした。回収方法は、質問紙に記入・厳封後、郵送法により回収した。調査期間は2007年9月から10月の1か月間である。

### 3. 調査内容

調査内容は、先行研究<sup>3, 5, 6)</sup>を参考に作成し、次の項目を設定した。

#### i) 施設の概要

運営主体、入所児数、看護職者(看護師、保健師)の有無と勤務形態。

#### ii) 保育士自身について

性別、年齢、実務年数、担任クラスの有無。

#### iii) 施設における与薬について

与薬に関するマニュアルの有無、医師から処方された薬(処方薬)の与薬依頼受付の有無、医師の処方ではない薬(市販薬)の与薬依頼受付の有無、与薬依頼形式、薬剤情報提供書の提出要求の有無、主な与薬者、慢性疾患児への与薬依頼受付の有無、受付与薬後の児の様子を保護者へ伝えているか。

#### iv) 適切ではない与薬経験について

A~Jの10項目を作成し、経験したことのあつたものを選択してもらった。

#### v) 与薬に対する保育士の認識

A~Kの11項目を作成し、「そう思う」(4点)、

「ややそう思う」(3点)、「あまりそう思わない」(2点)、「そう思わない」(1点)として、当てはまるものを選択してもらい、得点化した。

### 4. 分析方法

データ処理にはSPSS15.0 for Windowsを用い、統計分析は $\chi^2$ 検定、Mann-Whitney検定、Spearmanの相関分析を実施した。

### 5. 倫理的配慮

調査依頼時に対象者に対して文書で研究の趣旨と方法、匿名性の保持、調査結果は統計的に処理し施設や個人が特定されないこと、研究目的以外には使用しないこと、回答は任意であること、回答の有無により不利益は受けないことを説明した。また、質問紙の返信をもって、同意が得られたと判断した。

## IV. 結果

質問紙は343部配布し、299部が回収された(回収率87.2%)。そのうち、有効回答数は206部(有効回答率68.9%)であり、これらを分析対象とした。

### 1. 対象者の基本属性

性別は男性3名(1.5%)、女性203名(98.5%)であった。平均年齢は36.7(±9.38)歳であった。また、保育士としての平均実務年数は13.4(±8.70)年であった。クラスを持っている者は186名(90.3%)、持っていない者は20名(9.7%)であった。

### 2. 看護職者の有無と勤務形態

206名中、施設に看護職者が「いる」と回答した者は78名(37.9%)で、「いない」と回答した者は128名(62.1%)であった。「いる」と答えた回答者に看護職者の勤務形態を尋ねたところ、「常勤」が56名、「非常勤」が14名、「その他」が4名、不明が4名であった。

### 3. 施設の概要と与薬の実態

施設の概要と与薬の実態を表1に示す。

#### i) 与薬マニュアルの有無

施設において与薬に関したマニュアルが「あ

表1 施設の概要と与薬の実態

		n = 206	(%)
運営主体	公立	19	(9.2)
	社会福祉法人	183	(88.8)
	無回答	4	(1.9)
全入所児数	50人以下	42	(20.4)
	50人~100人	115	(55.8)
	100人~150人	42	(20.4)
	150人以上	7	(3.4)
看護職者の有無・勤務形態	いる	78	(37.9)
	・常勤	56	
	・非常勤	14	
	・その他	4	
	・不明	4	
	いない	128	(62.1)
医師からの処方薬の与薬依頼	受けている	162	(78.6)
	場合によっては受けないこともある	44	(21.4)
	受けていない	0	(0.0)
市販薬の与薬依頼	受けている	52	(25.2)
	受けていない	154	(74.8)
与薬マニュアルの有無	ある	97	(47.1)
	ない	109	(52.9)
与薬依頼の受付形式(複数回答)(n=288)	医師からの指示書	9	(4.4)
	保育所(園)独自の依頼書	109	(52.9)
	連絡帳	74	(35.9)
	口頭	92	(44.7)
	その他	4	(1.9)
薬剤情報提供書の提出	要求している	35	(17.0)
	要求していない	171	(83.0)
主な与薬者	クラス担任保育士	199	(96.6)
	クラス担任以外の保育士	1	(0.5)
	看護職者	6	(2.9)
慢性疾患児に対する与薬依頼の受付	受けている	123	(59.7)
	受けていない	83	(40.3)
与薬後の児の様子	伝えている	188	(91.3)
	伝えていない	18	(8.7)

る」と答えた者が97名(47.1%)、「ない」と答えた者が109名(52.9%)であった。

## ii) 施設での与薬依頼の受付について

処方薬の与薬依頼について、「場合によっては受けないこともある」を合わせると、206名全員が与薬依頼に対応していた。一方、市販薬の与薬依頼は「受けている」が52名(25.2%)、「受けていない」が154名(74.8%)であった。

保護者からの与薬依頼の受付形式(複数回答可)は、「施設独自の依頼書」が最も多く109名(52.9%)であり、次いで「口頭」92名(44.7%)、「連絡帳」74名(35.9%)、「医師からの指示書」

9名(4.4%)、「その他」4名(1.9%)の順であった。

## iii) 薬剤情報提供書の要求について

保護者から薬を預かる際に、薬剤情報提供書の提出を要求するかという質問に対し、「要求する」と答えた者が35名(17.0%)、「要求しない」が171名(83.0%)であった。

## iv) 与薬実施者とその後の対応

児への主な与薬実施者は、「クラス担任保育士」が199名(96.6%)で最も多く、「看護職者」は6名(2.9%)、「クラス担任以外の保育士」が1名(0.5%)であった。

与薬後の児の様子を保護者に伝えているかという質問に対し、「伝えている」と回答した者が188名(91.3%)、「伝えていない」と回答した者が18名(8.7%)であった。

## v) 看護職者の有無による比較

看護職者の有無によって、回答割合に有意差が認められた項目は、「慢性疾患児への与薬依頼受付の有無」で、看護職者がいる施設のほうが有意に受け付けていた( $p < 0.05$ )。また、看護職者ありでマニュアルを有している割合は48.7%、看護職者なしでは46.1%であり、有意差はみられなかった。

## vi) 与薬マニュアルの有無による比較

与薬マニュアルの有無により回答割合に有意差が見られた項目は、「市販薬の受付」、「与薬依頼の受付形式」、「与薬後の児の様子の伝達」、「薬剤情報提供書提出の要求」の4項目であった。「市販薬の受付」は、マニュアルがある施設の保育士のほうが有意に受け付けていないと回答していた( $p < 0.01$ )。「与薬依頼の受付形式」は、マニュアルがある施設の保育士では「施設独自の依頼書」( $p < 0.1$ )や「医師からの指示書」( $p < 0.1$ )を用いる傾向があり、マニュアルがない施設の保育士では「口頭」、「連絡帳」( $p < 0.05$ )を用いる割合が多かった。また、マニュアルのある施設の保育士のほうが、有意に薬剤情報提供書提出を要求し( $p < 0.01$ )、さらに与薬後の児の様子を保護者へ伝えていた( $p < 0.05$ )。

## 4. 保育士の不適切な与薬経験と与薬に対する認識

## i) 保育士の不適切な与薬経験

保育士自身のこれまでの適切ではない与薬経験については、表2の通りである。「B. 与薬忘れ」が全体の58.7%で最も多く、次いで「F. 児が嫌がり与薬できなかった」が42.2%、「C. 児が寝ていて与薬できなかった」、「E. 薬がこぼれて全量飲ませられなかった」がそれぞれ41.3%であった。

これらを施設内看護職者の有無により比較すると、看護職者がいる施設の保育士のほうがB. 与薬を忘れた経験 ( $p < 0.01$ ) と、G. 時間通りに与薬できなかった経験 ( $p < 0.05$ ) が有意に少なかった。

表2 適切ではない与薬経験 (複数回答)

	n=206	(%)
A. 他の児の薬を誤って与薬させた	4	(1.9)
B. 与薬するのを忘れた	121	(58.7)
C. 児が寝ていて与薬できなかった	85	(41.3)
D. 誤って過剰に与えてしまった	1	(0.5)
E. 薬がこぼれて全量を飲ませられなかった	85	(41.3)
F. 子どもが与薬を嫌がり、薬を吐いたりして結局飲ませられなかった	87	(42.2)
G. 忙しくて依頼された与薬を時間どおりに飲ませられなかった	38	(18.4)
H. 吸入用の薬など、飲ませてはいけない薬を飲ませてしまった	0	(0.0)
I. 与薬経験はない	0	(0.0)
J. その他	7	(3.4)

カッコ内は回答者206名中の割合を示した。

また、これらの経験はマニュアルの有無による差はみとめられなかった。

## ii) 保育士の与薬に対する認識

与薬に対する保育士の認識について各項目の平均得点を算出した。それらを施設内看護職者の有無と、与薬マニュアルの有無により、比較したものを表3に示す。

看護職者の有無によって得点を比較した。その結果、看護職者がいない施設の保育士のほうが「C. 与薬は看護職者が行うべきである」( $p < 0.01$ )と回答していた。また、看護職者がいる施設の保育士のほうが「K. 施設に看護職者は必要である」( $p < 0.01$ )と回答していた一方で「G. 与薬への緊張が続く」( $p < 0.05$ )と回答していた。また、マニュアルの有無によっては、与薬に対する認識に有意な差はみとめられなかった。

そこで、与薬への緊張感と過去の経験等の関連を知るため、与薬への「緊張あり群」と「緊張なし群」の2群に分け、前述の不適切な与薬経験や保育士の経験年数との比較を行った。その結果、与薬への緊張あり群は「児が寝ていて与薬できなかった」と答えた割合が有意に高かった ( $p < 0.01$ )。

## 5. 与薬に対する保育士の認識における相関関係

与薬に対する保育士の認識における相関関係を表4に示す。その結果、前述の施設内看護職

表3 与薬に対する保育士の認識の平均得点

	看護職者の有無			マニュアルの有無		
	いる (n=78)	いない (n=127)	p	あり (n=97)	なし (n=109)	p
A. 与薬させた後、児に異変が生じるのではないかと不安になる	2.3	2.2	†	2.3	2.2	n.s.
B. 他の保育業務もあるので、正直与薬まで手が回らない	1.8	1.9	n.s.	1.9	1.8	n.s.
C. 看護職者が施設に勤務していれば、与薬は看護職者が行うべきである	2.7	3.3	**	3.0	3.1	n.s.
D. 薬の管理は難しい	2.7	2.8	n.s.	2.8	2.7	n.s.
E. 薬が古いのではないかと不安になることがある	2.3	2.3	n.s.	2.3	2.3	n.s.
F. 与薬が多い時には、他の児への配慮が十分にできない	2.2	2.4	n.s.	2.4	2.2	n.s.
G. 与薬を間違えないために、緊張が続く	2.9	2.6	*	2.8	2.7	n.s.
H. なにか問題が生じた場合、責任が問われるのではないかと不安である	3.1	3.0	n.s.	3.0	3.0	n.s.
I. 薬の作用・副作用についての知識が少ないので不安である	3.1	3.0	n.s.	3.1	3.0	n.s.
J. 薬についての専門知識のある看護職者が一緒に働いていると安心である	3.8	3.7	n.s.	3.7	3.7	n.s.
K. 保育所(園)に看護職者は必要であると思う	3.7	3.4	**	3.6	3.5	n.s.

Mann-Whitney 検定

\*\*  $p < 0.01$  \*  $p < 0.05$  †  $p < 0.1$

表4 与薬に対する保育士の認識における相関関係

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
A. 与薬させた後、児に異変が生じるのではないかと不安になる	—										
B. 他の保育業務もあるので、正直与薬まで手が回らない	.299 **	—									
C. 看護職者が施設に勤務していれば、与薬は看護職者が行うべきである	.078	.280 **	—								
D. 薬の管理は難しい	.275 **	.196 **	.356 **	—							
E. 薬が古いのではないかと不安になることがある	.325 **	.228 **	.125	.291 **	—						
F. 与薬が多い時には、他の児への配慮が十分にできない	.221 **	.443 **	.253 **	.293 **	.313 **	—					
G. 与薬を間違えないために、緊張が続く	.428 **	.321 **	.176 *	.350 **	.336 **	.330 **	—				
H. なにか問題が生じた場合、責任が問われるのではないかと不安である	.308 **	.231 **	.183 **	.295 **	.362 **	.262 **	.534 **	—			
I. 薬の作用・副作用についての知識が少ないので不安である	.348 **	.090	.181 **	.285 **	.406 **	.147 *	.440 **	.589 **	—		
J. 薬についての専門知識のある看護職者が一緒に働いていると安心である	.159 *	-.129	.119	.172 *	.148 *	-.081	.193 **	.262 **	.404 **	—	
K. 保育所(園)に看護職者は必要であると思う	.059	-.051	.124	.150 *	.010	-.115	.142 *	.124	.198 **	.521 **	—

Spearmanの相関係数

\*\*p&lt;0.01 \*p&lt;0.05

者の有無によって差がみとめられた「G. 与薬への緊張が続く」は、「A. 与薬後の児の異変への不安」、「H. 問題発生時、責任が問われるのではないかと不安」、「I. 薬の作用・副作用についての知識不足への不安」とやや強い相関がみとめられた。また、「K. 施設に看護職者は必要である」は、「J. 薬についての専門知識のある看護職者が一緒に働いていると安心」でやや強い相関がみとめられた。

## V. 考 察

与薬の実態として、主な与薬の実施者は「クラス担任保育士」で96.6%を占めていた。このことから、施設における看護職者が与薬に直接関与するケースは少ないことが明らかになり、先行研究<sup>3, 4, 7)</sup>と同様の結果であった。施設における与薬が、保育士の役割となっている理由として、児のことを最も把握しているクラス担任保育士が与薬するほうが安全であるという状況や、多くの看護職者はクラスを担当しているなど他の業務を担っていることが考えられる。しかし、看護職者がいない施設の保育士のほうが「与薬は看護職者が行うべきである」と回答する割合が有意に多かった。このことから、看護職者のいない施設の保育士は、与薬は医療行為であり看護職者が行ったほうが安全であるという認識をもっていると考えられ、与薬を負担に思っている可能性が示唆された。

一方、看護職者がいる施設のほうがいない施

設に比べて、慢性疾患児への与薬を有意に受け付けていた。先行研究では、慢性疾患をもつ園児に対して保育園勤務の看護師は、症状出現の予防や疾患・症状への対処、与薬などを実施していることが明らかになっており<sup>8)</sup>、また「さまざまな保育ニーズへの対応」は看護師に期待されている役割でもある<sup>9)</sup>。本研究においても慢性疾患児の保育を支援する面で、看護職者が専門性を発揮していることが推察された。

また、施設における与薬についてのマニュアルの有無を質問したところ、約5割の者が「ある」と回答した。本研究では、マニュアルの内容は把握できなかったが、マニュアルがある施設の保育士は無い施設の保育士と比べると、処方薬のみを受け付け、保護者に薬剤情報提供書の提出を要求し、与薬依頼は「施設独自の依頼書」や「医師からの指示書」を用い、与薬後の児の様子を保護者へ伝えていたと回答した者の割合が有意に多かったことから、マニュアルがあることによって施設と保護者間での混乱やくい違いが減少すると考えられた。宮崎ら<sup>5)</sup>は、与薬ガイドラインの実施により、保護者から依頼を受けた薬を安全に与薬することができるようになったと報告している。共通のガイドラインやマニュアルがあることで、職員の与薬への姿勢や見解が統一され、安全性が高まることが期待できると考えられた。しかし、マニュアルの有無により与薬に対する保育士の認識には有意差がみとめられなかったことから、保育士の

与薬による不安や緊張などを緩和させるものではないと考えられた。

次に、与薬に対する認識について、看護職者がいる施設のほうが「施設に看護職者は必要である」の項目の得点が高く、これは先行研究の結果<sup>9)</sup>と類似していた。「施設に看護職者は必要」の項目は「薬についての専門知識のある看護職者が一緒に働いていると安心」とやや強い相関がみられたことから、看護職者の存在は保育士に知識提供の面で安心感をもたらしていると考えられた。さらに、保育士自身の与薬経験において、看護職者がいる施設で働く保育士のほうが「与薬するのを忘れた」、「時間通りに飲まされなかった」の項目で有意に少なかったことから、与薬の必要性の認識を高めるような看護職者の関わりがあるのではないかと推測された。しかし一方で、看護職者がいる施設の保育士のほうが有意に「薬を間違えないために緊張が続く」と回答していた。これらのことから、看護職者がいる施設の保育士は正確な与薬の必要性に対する認識が高いがゆえに、緊張感をもっている可能性が考えられた。また、「与薬後の緊張」とやや強い相関がみられたのは「与薬後の児の異変への不安」、「責任が問われる不安」、「薬の知識不足への不安」であったことから、看護職者の有無にかかわらず、与薬の重要性を認識した結果の不安が、緊張を高めていることがうかがえる。さらに、緊張あり群では児が寝ていて与薬できなかった経験が多いことより、過去の不適切な与薬の経験もまた、与薬への自信低下や緊張感に何らかの影響を及ぼしていることも推察された。保育士のメンタルヘルスに関する先行研究によると、子どもの安全への注意や緊張を必要とされる等の仕事の質的負担は、保育士の抑うつおよびバーンアウトと関連すると報告されている<sup>10)</sup>。保育士は保護者から児を預かっている責任感があり、何か問題が起こってはいけないという重圧からも不安や緊張が高まることが考えられた。よって、保育士の不安や緊張が過度にならないよう、与薬に関する情報提供や体制の検討などの適切な支援が必要ではないかと考えられる。

また保育士の与薬経験に関して、嫌がる児への与薬の不実施や、薬剤の落下などは看護職者

の有無にかかわらず存在した。このことから、正確な与薬を実施するための看護技術は通常の保育の範疇を超えており、保育士は困難を感じていることが考えられた。看護職者が専門性を活かし、与薬に対する知識・技術の観点から保育士に具体的な助言をすることによって、保育士の過剰な不安の軽減・与薬技術の向上が図られ、安全な与薬につながることを期待できると考える。

他の保育業務も並行しなければならない保育士にとって、確実に安全性が求められる与薬行為は、責任や負担が大きいと考えられる。しかし、看護職者が働いていることで、与薬において特に保育士の精神面・知識面での支援がされることにより安全性が高まる可能性がある。今後すべての施設に看護職者が配置されることによって、看護職者の担う役割が変化することも考えられるが、看護職者と保育士間の連携を密にし、薬や与薬技術に関する研修会を開いたり、統一したマニュアルを作成するなどして、安全な与薬が行われるための対策を講じる必要があると考えられる。

## VI. 結 論

与薬マニュアルがある施設の保育士は、ない施設の保育士と比べると「処方薬のみ受け付ける」、「薬剤情報提供書提出を要求する」割合が多く、与薬依頼は「施設独自の依頼書」や「医師の指示書」を用い、「与薬後の児の様子を保護者へ伝える」と回答した者の割合が有意に多かった。適切ではない与薬経験については、「与薬するのを忘れた」が全体の58.7%と最も多く、看護職者の有無でみると、看護職者がいる施設の保育士のほうが有意に少なかった ( $p < 0.01$ )。与薬に対する保育士の認識では、看護職者がいない施設の保育士のほうが、いる施設の保育士より有意に「与薬は看護職者が行うべきである」としていた ( $p < 0.01$ )。一方で、看護職者がいる施設の保育士はいる施設の保育士と比べ有意に「与薬後の緊張が続く」 ( $p < 0.05$ )、「施設に看護職者は必要である」 ( $p < 0.01$ )とされていた。マニュアルの有無により、与薬に対する認識で有意差が認められた項目はなかった。児への主な与薬者が「クラス担任保

育士」で96.6%を占めていることから、看護職者が直接与薬することは少ないことが明らかになった。しかし「施設に看護職者は必要である」の項目が「薬についての専門知識のある看護職者が一緒に働いていると安心」とやや強い相関がみられたことから、看護職者の存在は保育士に知識提供の面で安心感をもたらすことが考えられた。

#### 謝 辞

本研究にご協力いただきました保育所長並びに保育士の皆様に深く感謝申し上げます。

#### 文 献

- 1) 厚生統計協会編集. 国民の福祉の動向. 東京: 厚生統計協会 2007: 50.
- 2) 厚生労働省医政局長. 医師法第17条, 歯科医師法17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について. 厚生労働省通達 2005.
- 3) 齋藤貴志, 清水 純, 五十嵐浩, 他. 小山市の保育園, 幼稚園における与薬の実態調査. 小児保健研究 2007; 66 (1): 92-96.
- 4) 二宮珠美. 保育におけるケアと支援—K県保育所・幼稚園における与薬の実態—. 日本看護研究学会雑誌 2006: 29 (3): 280.
- 5) 宮崎恵利子, 下村国寿, 他. 福岡市における保育所(園)・幼稚園での与薬への対応. 保育と保健 2004; 10 (1): 18-22.
- 6) 五十嵐美知子. 保育所で行われている投薬についての実態. チャイルドヘルス 2002; 5 (12): 52-55.
- 7) 綿貫桃代. 秋田市認可保育所における与薬の実態. 日本小児科医会会報 2002; 23: 119-122.
- 8) 出野慶子, 大木伸子, 小泉 麗, 他. 慢性疾患をもつ幼児の集団生活における支援—保育園勤務の看護師への質問紙調査より—. 小児保健研究 2007; 66 (2): 346-351.
- 9) 稲毛映子. 福島県内の保育施設における看護職の現状に関する調査—期待される役割に関する一考察—. 福島県立医科大学看護学部紀要 2007; 9: 25-40.
- 10) 磯野富美子, 鈴木みゆき, 山崎喜比古. 保育所で働く保育士のワークモチベーションおよびメンタルヘルスとそれらの関連要因. 小児保健研究 2008; 67 (2): 367-374.

#### [Summary]

A questionnaire survey was conducted on 206 childcare workers in H city in order to clarify the actual conditions of medication in nursery schools. A total of 47.1% of the childcare workers had medication manuals. Compared to childcare workers who did not have medication manuals, significantly more childcare workers who had medication manuals accepted only prescription drugs in the school, required all medications to be accompanied by a doctor's note, and reported the condition of children receiving medication to their parents. Childcare workers who worked together with a nursery school nurse had significantly less experienced with "forgetting to medicate children" and were more likely to answer "we need nurses in nursery schools" than those who did not work with a nursery school nurse. A strong correlation was observed between responses of "we need nurses in nursery schools" and "I feel a sense of security because I work with a nurse who has knowledge about medication". These results indicate that medication manuals are useful for the safe practice of medication, and nursery school nurses are helpful in their role as medication advisors.

#### [Key words]

medication, nursery school, childcare worker, nursery school nurse